

## 富士見市における公共下水道整備（社会資本総合整備計画）の 事後評価に関する諮問内容について

令和3年11月9日、令和3年度第1回下水道事業審議会にて事前説明させていただきました諮問内容は、下記のとおりです。

### 記

#### 社会資本整備総合交付金 事後評価書（原案）

（計画名称）安全・安心、快適な地域をつくる人のまち

（計画期間）平成27年度～平成31年度（5年間）

（概要）以下のとおり

※ 詳細につきましては、第1回下水道事業審議会資料をご確認願います。

#### 1. 社会資本整備総合交付金を充てた要素事業の最終実績

番号	要素事業名	実施内容	実施期間
A1	柳瀬第9処理分区の污水管整備	管渠 A=14.7ha	H27～H28
A2	柳瀬第10-1処理分区の污水管整備	管渠 A=2.4ha	H28
A3	新河岸第12-2-2処理分区の污水管整備	管渠 A=8.2ha	H28～H29
A4	新河岸第13処理分区の污水管整備	管渠 A=1.7ha	H27
A5	新河岸第14処理分区の污水管整備	管渠 A=20.6ha	H27～H29
A6	新河岸第16処理分区の污水管整備	管渠 A=21.5ha	H30～H31

#### 2. 事業効果の発現状況

下水道未普及地域に対する管渠築造事業を実施した結果、交付金事業だけでなく市単独事業においても整備したため、下水道の污水整備達成率が81.1%（H27）から87.1%（H31）に増加し、整備達成率が6.0%向上した。

#### 3. 評価指標の最終目標値の実現状況

下水道の污水整備達成率

（最終目標値） 87%

（最終実績値） 87%

【裏面へ続く】

#### 4. 今後の方針

- ・社会資本総合整備計画に基づく下水道未普及地域の汚水整備は、当計画により達成し、人口普及率は平成 31 年度末時点で、98.4%となり概成した。
- ・今後は、次期（令和 2 年度～令和 6 年度）社会資本総合整備計画においても、引き続き公共下水道の整備を行っていくとともに、既設管渠の修繕・改築・更新事業を進めていく。

#### 【添付資料】

社会資本総合整備計画 事後評価書（国土交通大臣へ報告版）

※上記の 2 ページ目の A 基幹事業の【事業内容（延長・面積等）】について

11 月 9 日にお渡している資料 3 の社会資本総合整備計画 事後評価書（原案）1 ページ目中段、A 基幹事業の事業内容の黒文字：整備計画の数値を記載しています。

（交付金システムの都合上、整備計画の数値の記載となっております。）

※上記の 2 ページ目の A 基幹事業の【事業実施期間（年度）・全体事業費（百万円）】の数値について

資料 3 の社会資本総合整備計画 事後評価書（原案）の 1 ページ目中段、A 基幹事業の事業実施期間（年度）・全体事業費（百万円）の青色数字：交付金事業の実績値を記載しています。

以上